

(書式 2-3-1)

遺産の一部について誰が相続するか合意ができた場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得することを合意した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の普通預金 額面金〇〇, 〇〇〇円及び利息

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇〇〇万円及び利息

2 共同相続人3名は、前項以外の遺産については前項とは別個独立に相続分に従って分割することとし、引続き協議を続行する。

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を3通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

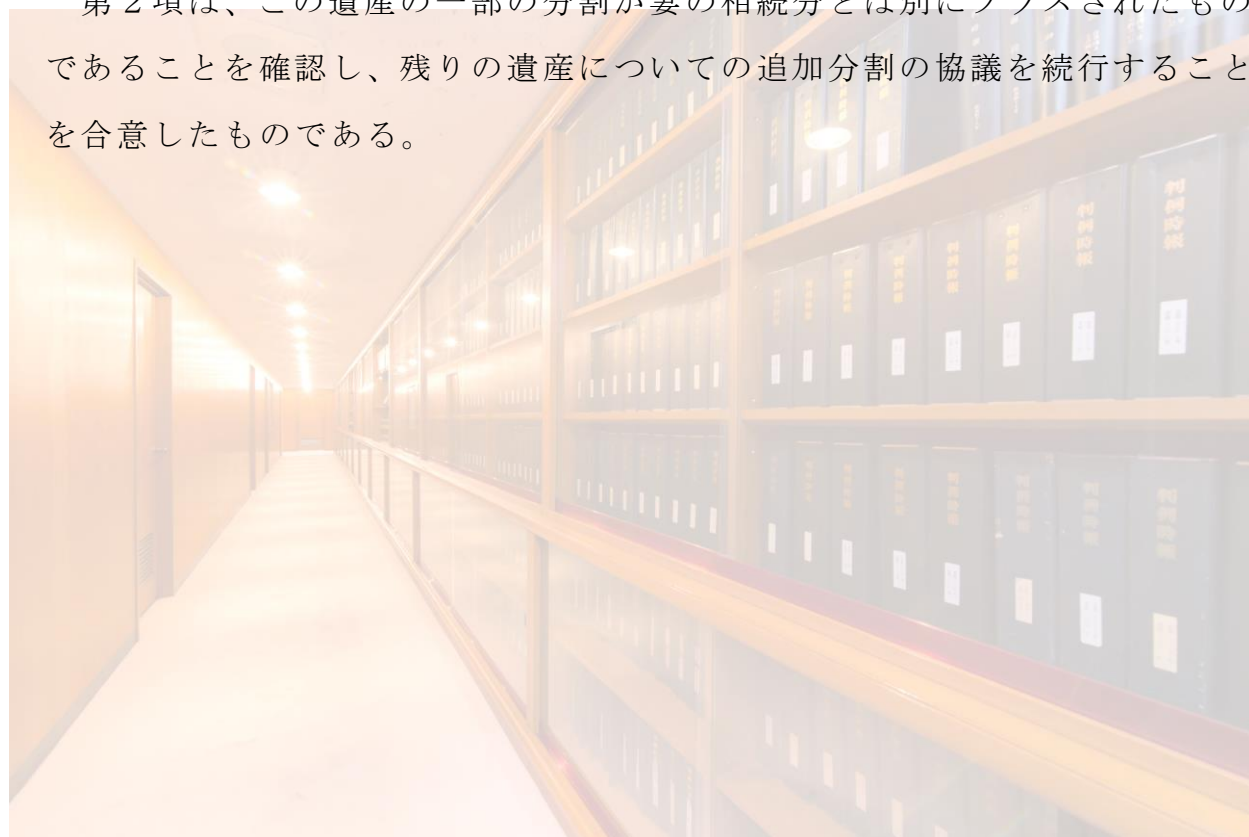
〇 〇 〇 〇 印



## 解説

遺産分割は、遺産の全てを一回で分割することが望ましく、これが原則である。しかし、遺産の状況、相続人の事情などにより、全遺産を分割できない場合もある。また、相続人の中に未払い債務の支払いの資金のためあるいは生活費のため、現金を早急に求めている場合もある。このような場合、遺産の一部の分割協議が行われる。

第2項は、この遺産の一部の分割が妻の相続分とは別にプラスされたものであることを確認し、残りの遺産についての追加分割の協議を続行することを合意したものである。



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所